



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号外第3号

目次

規 則

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- ◎佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則 (三〇・県土づくり本部) 二
- ◎佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則 (三一・")) 二〇
- ◎佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則 (三二・")) 二〇
- ◎建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (三三・建築住宅課) 二〇
- ◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (三四・")) 二〇
- ◎佐賀県緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則 (三五・森林整備課) 三三
- ◎佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (三六・道路課) 三三

公布された規則のあらまし

◎佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則(規則第三〇号)

1 有明海沿岸道路及びこれに関連する道路の整備に関する事務を分掌させるため、有明海沿岸道路整備事務所(以下「事務所」という。)を佐賀市に置くこととした。(第一条関係)

2 事務所に、総務課、用地課、企画調査課及び建設課を置くこととした。(第二条関係)

3 2の課の分掌事務を定めることとした。(第三条関係)

4 事務所の職制その他事務所の管理運営に関し必要な事項を定めることとした。(第三条第一〇条関係)

5 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則(規則第三二号)

1 武雄土木事務所の河川街路課の分掌事務から都市計画事業に関するものを

削除し、同課の名称を河川課に改めることとした。(第三条及び第四条関係)

2 佐賀土木事務所の有明海沿岸道路整備室を廃止することとした。(第三条及び第四条関係)

3 佐賀土木事務所の用地第一課、用地第二課及び用地第三課並びに道路整備第一課及び道路整備第二課の分掌事務を見直すこととした。(第四条関係)

4 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第三二号)

1 食と農の絆づくりに関する事務を農林事務所の農政課の分掌事務とするにととした。(第四条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◎建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第三三号)

1 建築基準法施行規則の一部が改正され、建築物等の定期報告に係る様式が同規則に規定されることに伴い、所要の改正を行うこととした。(第六条、第七条及び第四号様式その一、第七号様式その六関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三四号)

1 県営住宅等の入居資格等に暴力団員でないことを加えることとしたことに伴い、県営住宅入居申込書ほか四様式について、所要の改正を行うこととした。(様式第一号、様式第四号、様式第七号、様式第九号及び様式第二一号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三五号)

1 引用条項を改めることとした。(第二条、第四条第一項、第七条、第八条及び様式第一号関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第三六号)

- 1 バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所については、占用料を徴収しないこととした。(第一条関係)
- 2 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十号

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則

(設置)

第一条 有明海沿岸道路及びこれに関連する道路の整備に関する事務を分掌させるため、有明海沿岸道路整備事務所(以下「事務所」という。)を佐賀市に置く。

(組織)

第二条 事務所に次の課を置く。

総務課

用地課

企画調査課

建設課

(分掌事務)

第三条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一 公印の管守に関する事。

二 職員の服務に関する事。

三 文書の收受、発送、整理及び保存に関する事。

四 会計事務に関する事。

五 不用品の処分に関する事。

六 工事及び工食用材料の購入に伴う入札及び契約に関する事。

七 所内の連絡及び調整に関する事。

八 その他他課の所掌に属しない事務に関する事。

用地課

一 土地、建物その他の物件の買収及び補償に関する事。

二 登記に関する事。

三 その他用地事務に関する事。

企画調査課

道路の計画及び調査に関する事。

建設課

工事の設計、施工及び監督に関する事。

(職制)

第四条 事務所に所長及び副所長を、課に課長を置く。

2 課に係長を置くことができる。

3 前二項に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。

(職務)

第五条 所長は、知事の命を受けて事務所に係る事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、事務所に係る事務を整理する。

3 課長は、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。

5 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

(職務の代行)

第六条 所長不在のときは、副所長がその職務を代行する。

- 2 所長及び副所長がともに不在のときは、総務課長が所長の職務を代行する。
- 3 前二項の規定により代行した事項について、必要があると認められるものは、速やかに所長の後閲を受けなければならない。

(所長の専決事項)

第七条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

- 一 職員の仕事分掌に関する事項。
 - 二 職員の旅行を命令すること。
 - 三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き三日以内の特別休暇(証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。)及び引き続き十日以内の病氣休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関する事項。
 - 四 職員の週休日の振替に関する事項。
 - 五 職員の休日の代休日の指定に関する事項。
 - 六 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関する事項。
 - 七 佐賀県情報公開条例(昭和六十二年佐賀県条例第十七号)に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例(平成十三年佐賀県条例第三十七号)に基づく個人情報開示の決定等に関する事項。
 - 八 所掌事務に係る不動産の登記につき不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十条及び第三十一条の規定による嘱託に関する事項。
 - 九 その他軽易な事項に関する事項。
- 2 課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。
- 3 所長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(非常災害の場合の措置)

第八条 所長は、非常災害に際しては、直ちに臨機の処置を執るとともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。

(簿冊の整理)

第九条 所長は、別に定めのあるもののほか、次に掲げる簿冊を備え整理しなければならない。

- 一 業務日誌(様式第一号)
- 二 工事台帳(様式第二号)
- 三 請負人成績簿(様式第三号)
- 四 不動産登記台帳(様式第四号)
- 五 その他必要と認める簿冊諸綴

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、事務所の管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

業務日誌

年 月 日 曜 天候

記 事

1 何々

2 何々

備考 記事には、入札の執行、市町役場、警察官署等と口頭で照応した主な事項その他必要事項を記載すること。

様式第2号 (第9条関係) (その1)

工 事 台 帳

設 第 号	工 事		請 負 人 住 所 氏 名			
実 施 設 計 金	差 引 増 減		月 日	内 渡 金	残 金	
請 負 金						
設 計 変 更 金			内 訳			
保 証 金						
保 証 入 金 日	下 戻 月 日		違 約 金	精 算 金		
契 約 種 類	公 告		開 札			
契 約 期 間	年 月 日	日 着 手	年 月 日	日 成 工		
中 止	年 月 日	日 間	年 月 日	日 間	年 月 日	日 間

延期	年 年	月 月	日から 日まで	日間	年 年	月 月	日から 日まで	日間	年 年	月 月	日から 日まで	日間	
成工	年	月	日から 日まで	日間	請求書進達	年	月	日から 日まで	日間	年	月	日から 日まで	日間
担保期間	年	月	日から	日間	年	月	日まで	日間					
成工検査	年	月	日から	日間	年	月	日まで	日間					
摘要													

(備考) 工事の概略を摘要欄に記載すること。

様式第4号 (第9条関係)

工 事 台 帳

工事番号	決定番号
------	------

路線名等	工事の名称	直営、請負の別	請負契約締結年月日	年 月 日	施行位置	請 負 人 住所、氏名	経過記事	検査者	工事成績	設計額	変更設計額		残 額	年月日	摘 要	予算額	支出額	残 額	
											変更設計額	残 額							
契約の工事期間				年 月 日															
着手成工				年 月 日															
成 工 検 査				年 月 日															
契 約 保 証 金																			
決 定 額																			
精 算 額																			
年月日																			
年月日																			
年月日																			
年月日																			
年月日																			

様式第3号 (第9条関係)

請負人成績簿

請負人

路線名	工 事	番 号	施 行 地				請負金	成 績	検 査 年月日	摘 要	検 査 者 印
			郡 市	町	大 字	字					

(備考)

- 1 成績は、甲、乙、丙、丁に区分すること。
- 2 摘要欄には、手直、失期の有無その他参考になる事項を記載すること。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十一号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則(昭和二十九年佐賀県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「伊万里」の下に「武雄」を加え、同条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項及び第十二項を削る。

第四条第二項の用地第一課の分掌事務を次のように改める。

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)に基づく事業認定申請及び土地収用裁決申請のうち用地事務に関すること並びに用地第二課及び用地第三課の所掌に属しない事務に關すること。

第四条第二項の用地第二課の分掌事務を次のように改める。

前項の用地課の各号に掲げる事務(用地第三課の所掌に係る地域以外における事務に限る。)に關する(と)。

第四条第二項の用地第三課の分掌事務を次のように改める。

前項の用地課の各号に掲げる事務(佐賀市(国道三十四号以南、かつ、国道二百八号及び県道佐賀空港線以西の地域で川副町及び東与賀町の区域を除く地域に限る。)、多久市及び小城市における事務に限る。)に關すること。

第四条第三項の道路整備第二課の分掌事務中「佐賀市(川副町、東与賀町及び久保田町に限る。)」を削り、同条第十項第二号中「河川街路課」を「河川課」に改め、同条第十一項中「河川街路課」を「河川課」に改め、同項第二号中「都市計画事業」を削り、同条第十七項及び第十八項を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十二号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の農政課の分掌事務の第十九号中「農業構造改善事業」を「経営構造対策事業」に改め、同課の分掌事務中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 食と農の絆づくりに関する(と)。

第九条第一項第二十号の二中「間伐」を「択伐」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十の三 森林法第三十四条の三の規定による保安林における間伐の届出等に関する(と)。

第九条第一項第二十二号中「第百八十七条第三項」を「第百八十七条第二項」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十三号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和三十六年佐賀県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を削る。

第七条第一項第三号から第六号までの規定中「前条第一項」を「前条」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第三号様式から第七号様式その六までを次のように改める。

第三号様式から第七号様式まで 削除

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十四号

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営住宅条例施行規則(平成九年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「佐賀県営住宅条例及び佐賀県営住宅施行規則により上記のとおり県営住宅入居申込みをします。」

「佐賀県営住宅条例及び佐賀県営住宅条例施行規則により上記のとおり県営住宅入居申込みをします。」

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは申込みを無効とされても異議ないことを誓約いたします。

・入居決定後に入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

す。

・申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるか否かを確認するため、佐賀県警察本部に照会がなされることに同意します。

様式第四号中

「連帯保証人は、入居者と連携して、入居者が県営住宅の入居に関し佐賀県に与えた損害についてその一切の責任を負います。」

「なお、入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員であることが判明した場合には、下記住宅を明け渡します。

連帯保証人は、入居者と連携して、入居者が県営住宅の入居に関し佐賀県に与えた損害についてその一切の責任を負います。」

様式第五号中

「(4) 県営住宅において、犬・猫・ハトなどの動物を飼育してはいけません。近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因となります。

なお、悪質な場合は、住宅の明渡しを請求することができます。

(5) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要な部分の修繕については、入居者の負担となります。」

「(4) 周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為してはいけません。

(5) 県営住宅において、犬・猫・ハトなどの動物を飼育してはいけません。近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因となります。

なお、悪質な場合は、住宅の明渡しを請求することがあり

に於て

を

を

に於て

<p>ます。</p> <p>(6) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附属施設の構造上重要な部分の修繕については、入居者の負担となります。」</p> <p>「き損」の次に「暴力団員であることが判明したとき」を挿入す。</p> <p>「次のとおり同居したいので、申請します。」</p> <p>「次のとおり同居したいので、申請します。」</p> <p>なお、同居させようとする者が暴力団員であるか否かの確認のため、佐賀県警察本部へ照会がなされることに同意します。</p> <p>「添付書類</p> <p>1 住民票謄本</p> <p>2 戸籍謄本(子の出生、入居者本人の結婚の場合は不要)</p> <p>3 収入を証する書類(市町村長の発行する所得証明書等)</p> <p>4 保険証の写し</p> <p>備考 1 添付書類</p> <p>(1) 住民票謄本</p> <p>(2) 戸籍謄本(子の出生、入居者本人の結婚の場合は不要)</p> <p>(3) 収入を証する書類(市町村長の発行する所得証明書等)</p> <p>(4) 保険証の写し</p> <p>同居させようとする者が暴力団員である場合は、承認できません。また、入居後に、暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡していただくこととなります。」</p> <p>様式第九号中</p> <p>「次のとおり入居の承継を受けたいので、申請します。」</p>	<p>「次のとおり入居の承継を受けたいので、申請します。」</p> <p>なお、申請者及び同居者が暴力団員であるか否かの確認のため、佐賀県警察本部へ照会がなされることに同意します。」</p> <p>「添付書類</p> <p>1 住民票謄本</p> <p>2 戸籍謄本</p> <p>3 連帯保証人の連署した請書</p> <p>4 保険証の写し</p> <p>備考 1 添付書類</p> <p>(1) 住民票謄本</p> <p>(2) 戸籍謄本</p> <p>(3) 連帯保証人の連署した請書</p> <p>(4) 保険証の写し</p> <p>申請者又は同居者が暴力団員である場合は、承認できませんので県営住宅を明け渡していただくこととなります。」</p> <p>「</p> <p>様式第九号中</p> <p>「</p> <p>(表)</p> <p>第 号」</p> <p>(裏)</p> <p>(駐車場使用にあたっての注意事項)</p> <p>1 遵守事項</p> <p>(1) 駐車場及び団地内道路における自動車の運転にあたっては、最善の注意を払い、安全運転に心がけること。</p> <p>(2) 駐車区画を使用するに伴って生じた事故等については、必ず当事者間で</p>
---	--

解決すること。

(3) 県営住宅内の道路その他附帯施設を損傷したときは、速やかに現状に回復すること。

(4) 住宅の建替・改善又は施設整備の拡張等が必要があるときは、県の指示に従うこと。

(5) 災害等が発生した場合(発生するおそれがある場合を含む。)において、駐車区画に駐車したままでは自動車を損傷するおそれがある場合には、速やかに自動車を安全な場所に移動させること。

2 禁止行為

(1) 使用決定を受けた駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用権を他の者に譲渡すること。

(2) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車支障となる物品等を持ち込むこと。

(3) 使用決定を受けた駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。

(4) 使用決定を受けた駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。

(5) 使用決定を受けた駐車区画以外の区画に駐車すること。

(6) 県営住宅の管理上支障となる行為や、他の入居者の迷惑となる行為をすること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十五号

佐賀県緑化センター条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県緑化センター条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条第三項」を「第四条第三項」に改める。

第四条第一項中「第五条第四項」を「第四条第四項」に改める。

第七条中「第四条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第八条中「第四条第三項ただし書」を「第三条第三項ただし書」に改める。

様式第一号中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第三十六号

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県道路占用料条例施行規則(昭和二十八年佐賀県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所

第一条第二項の表中

バス待合所
駐車場(条例第三条第四号に規定する路外駐車場を除く。)

を

「駐車場(条例第三条第四号に規定する路外駐車場を除く。)

に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷